

第43回 規制改革会議 議事録

1．日時：平成27年3月25日（水）14:58～16:56

2．場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室

3．出席者：

（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、
翁百合、佐久間総一郎、滝久雄、鶴光太郎、長谷川幸洋、林いづみ、
松村敏弘、森下竜一

（政府）越智内閣府大臣政務官

（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、
山澄参事官、柿原参事官、佐久間参事官、三浦参事官、大熊参事官

（国土交通省）蝦名観光庁審議官
石原観光庁観光産業課長

4．議題：

（開会）

- 1．地域活性化に寄与する規制改革について（着地型観光等を促進するための旅行業の見直し）
- 2．ワーキング・グループの検討状況及び検討予定報告
- 3．多様な働き方を実現する規制改革及び労使双方が納得する雇用終了の在り方について
- 4．規制改革ホットラインについて
- 5．規制レビューについて
- 6．患者申出療養について

（閉会）

5．議事概要：

○岡議長 ちょっと時間が早いですがけれども、全員おそろいですので、ただいまから第43回規制改革会議を開会いたします。

本日、有村大臣は国会の関係で御欠席です。また、金丸委員及び佐々木委員が御欠席でございます。

申し訳ございません。大臣のお話がありませんので、報道関係の皆さんにはこれで御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

（国土交通省関係者入室）

○岡議長 国交省の方、ありがとうございます。

地域活性化に寄与する規制改革の検討にあたりましては、本年１月の本会議におきまして、着地型観光等を促進するための旅行業の見直し及び建設業許可基準の見直しについては本会議で審議を進めていくこととされました。本日はそのうち「旅行業の見直し」を議題１として議論いたします。

まず、事務局より、資料１－１の説明をお願いいたします。

○柿原参事官 それでは、事務局から資料１－１に基づきまして説明いたします。

こちらの資料は着地型観光等を促進するための旅行業の見直しに関する問題意識ということで、規制改革ホットラインの提案事項や地域活性化ワーキング・グループにおける有識者の問題意識などを基に、事務局で大きく３点、問題意識を整理させていただいたものでございます。

まず１点目でございますが、こちらは現在、報酬を得て運送あるいは宿泊サービスなどを仲介する場合には旅行業ということで、業務を登録するという規制がございます。この旅行業の登録の中に、営業所がある範囲から地理的なもの、すなわち海外を扱う、あるいは国内を扱うなどによって、４種類の種別がございます。そのうち第３種という旅行業の取扱い範囲についての御要望でございます。

こちらの中で募集型企画旅行、いわゆるパッケージツアーです。旅行業者で内容も全部計画するというものでございますが、この業務範囲。現行は営業所が存在する隣接の市町村等となっておりますが、これを例えば隣接の都道府県まで拡大していただけないかということでございます。

具体的な例で言いますと、神奈川県横須賀市は同じく神奈川県鎌倉市と非常に近接しておりますが、市町村としては隣接しておりません。したがって、横須賀市に営業所のある旅行業者は鎌倉のうち第３種旅行業の登録を受けている旅行業者の場合は、募集型企画旅行について鎌倉市を範囲にする旅行商品を取り扱うことはできないことになっているということです。

ちなみに、横須賀市に隣接する市町村としては横浜市がございますが、こちらは非常に広い自治体なのでございますけれども、こちらは隣接しておりますので、距離的にはかなり遠い横浜市であっても旅行商品の範囲に入れることはできる。現行の規制はそういうふうになっているということでございます。

２点目が です。こちらはホテル・旅館などの宿泊施設における旅行商品についての取扱いでございます。こちらと同じく旅行業の登録が必要なのですが、登録する際に幾つか要件がございます。金銭面の関係でいきますと、旅行業者の種別に応じた営業保証金の供託あるいは基準資産が一定の額が求められるということ。金銭以外の面では資格の関係です。旅行業務取扱管理者を営業所ごとに１人は置く必要があるということ。そういう要件があるのでございますけれども、これを緩めてもらって、ホテルなどでも地域の旅行商品を、より売りやすくするようなことはできないかという問題意識でございます。最後に申し上げた旅行業務取扱管理者につきましては、試験がありまして、試験を通った資格者でないと

なることができないとなっております。

以上が２点目の問題意識です。

最後に、３点目でございます。

先ほど御紹介しました旅行業の種類の４つ目、一番小さい範囲である限定された地域のみを取り扱う旅行業として地域限定旅行業があるのですけれども、この旅行業の登録のためにも、やはり同じく旅行業務取扱管理者が必要です。その試験の一部として地理の試験があるのですが、地域限定、要は非常に狭い範囲しか業務範囲がないにもかかわらず、全国の地理の試験が試験内容に含まれているということなので、この試験内容の見直しも考えたらどうかという問題意識がございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、国土交通省より、資料１－２に基づいて説明をお願いします。

○国土交通省（蝦名審議官） 観光庁の審議官の蝦名と申します。

資料に基づきまして御説明を申し上げたいと思います。

１ページはねていただきまして、旅行業の概要ということでございます。旅行業の現状は先ほど事務局からも御説明がありましたように、約１万社弱程度の事業者数がございまして、そこにありますように１種、２種、３種、地域限定といった形でそれぞれ数がございます。代表的なところは御存じのとおりＪＴＢとか近畿日本ツーリスト、ＫＮＴといった会社でございます。

旅行業法は目的のところにございますように、登録制度によりまして消費者とか旅行の確実な実施を担保するための制度ということでございます。

４にございますように、旅行業法上の主なものとしては営業保証金、旅行業務取扱管理者の選任義務、約款、書面の交付あるいは旅程管理といったことが旅行業の主な規制の中身でございます。

３ページ目でございます。１種、２種、３種、地域限定というのが主要な旅行業でございます。業務の範囲というところにございますように企画旅行、旅行業者がみずからこういった旅程などを組みまして販売するタイプのものと、手配旅行とってお客様から注文を受けて手配をするタイプのものがございます。

企画旅行の中にも自分でいわゆるパッケージツアーという募集型と言われるものと、修学旅行のように依頼をされて受ける受注型と言われるものがございます。１種と２種と３種の区分が○、△、×で書いてありますように、１種は国際もできる。海外旅行も取り扱えるもの。２種は国内の全国のものを取り扱えるもの。３種は今、御説明にもございましたが、隣接市町村などを中心に狭いエリアでの募集型の企画旅行ができるもの。地域限定と言いますのはもっと狭い範囲でできるということなのですが、違いは受注型とか手配の方は３種の場合は全国のもので扱えますけれども、地域限定はそういったものも隣接の市町村、非常に狭い地域になっているということでございます。

旅行業法の主要な目的であります旅行者の保護という観点で、登録の要件といたしましては営業保証金というものをその規模の大きさに応じまして積んでいただくという形で供託をしていただくような仕組みになっております。また、資産の要件ということで倒産リスクを回避するという意味で、そこにありますような一定規模の資産基準としております。また、旅行業務の取扱管理者の選任が必要だということになっております。

注2にございますように、括弧書きで営業保証金のところに書いてありますけれども、旅行業協会に加入していただいている場合には旅行業協会で基金を積んでおりまして、何か旅行の会社が倒産してしまったという場合に、旅行者に御迷惑をおかけしないように返金できるようにということで、旅行業協会がそこを負担するということで、個別の事業者は5分の1程度の供託で済むような仕組みになってございます。

また、注4にございますように隣接市町村等と書いてありますけれども、観光庁長官が定める区域を指定いたしますと、隣接市町村でない地域でも営業範囲を認めているという形になってございます。

観光庁長官が定める区域につきましては、次の4ページにございますけれども、大きく分けますと2つの類型がございます。

1つは、離島航路があるようなケースでございまして、これは実態上、離島航路の離島側と母都市になっている本土側の都市というのは、基本的にほとんど一体不可分の関係に結ばれていることもございまして、ここは必ずしも隣接市町村とは言えないところも含めまして、一体的に取扱いをしております。

もう一つは、これは実験的に拡大しておりますけれども、私どもの観光の振興の観点から観光圏整備法という法律がございまして、これは隣接市町村などをエリアといたします、隣接でなくても良いのですが、一定の2泊3日とか、滞在型の観光を振興しようということで観光圏というものを指定しておりますが、こういったところでは一体的に観光圏で旅行が行われるということで、必ずしも阿蘇くじゅうを例にとりまして、隣接をしていないところであっても指定をするという形で今、認めております。ちょうど昨年10月から実験期間として平成28年度末まで見ておりまして、こういうところで具体的に良いニーズが出てきて、旅行商品が造成されるような状況であれば、こういう形を広めていきたいと考えているところでございます。

旅行業務の取扱管理者の関係が次の5ページでございます。旅行業務の取扱管理者の職務と申しますのは、(2)にございますように計画を作成したり、料金や取引条件に関しての説明、実際に円滑な旅行が実施されているかどうか。特に昨今いろいろな事件がございまして、旅行業の旅程といったものがきちり管理されているかどうかというのが話題になるようなケースもございまして、そういった管理をきちんとすること、あるいはいろいろな苦情や御不満、御指摘に対するような対応といったことをしております。

旅行業務の取扱管理者の資格といたしましては、そこに海外旅行を扱える総合職種と、国内旅行を扱う国内職種という2種類ございまして、それぞれその資格をとっていただく

と、そういう範囲の業務ができるということでございます。そこに試験の合格率なども書かせていただいておりますが、3割程度の方が毎年合格をされてございます。

最後に6ページ目になりますけれども、これはいろいろな事例ということでございますが、先ほどのいろいろな課題があったときの旅行者の保護という観点で営業保証金というものを積んでいただいているわけですが、これは最新の幾つかの事例でございますけれども、2種事業者だった者が登録抹消になった後もそのまま事業を継続していて、500名の方が被害を受けた。これは数千万円の規模の実際に被害が発生しております。あるいは無登録でインターネットで航空券を販売していた。旅行商品の場合は代金前払いで受け取るものですから、そのままいけば逃げてしまうというか、持ち逃げをしてしまうこともありまして、100名の方が被害を受けて1,000万以上の被害が生じたといった例がございます。

また、旅行業務取扱管理者の件。これはもしかすると御記憶にあるかもしれませんが、中学校の修学旅行を手配していた関係の旅行業務取扱主任者がきちんとその旅行業務を管理していなかったということで、結果として修学旅行はできなくなってしまったというような事例がございます、こういった事例がございます。

御要望との関係で、ざっと制度の関係は以上のようなことでございますが、3ページ目にお戻りいただきたいと思っておりますけれども、先ほどの御指摘にもございました3種の旅行業の業務範囲をもう少し拡大できないのだろうかという御指摘がございます。

旅行業の基本的な考え方としては、いざ旅行の倒産が起きたとか手配がうまくできなかった場合に、旅行者の方々に返金をしていく。旅行者の方々の保護をするというのが1つの大きな眼目でございますが、これで隣接市町村という規模にしておりますのは、営業保証の金額も300万円という金額にしております、都道府県とか非常に大きな範囲になりますと、1回そういうことが起こった場合の被害の額というものがそれだけ扱う範囲が広くなれば大きくなりますので、そういう意味で一定の範囲に絞らせていただいているということだと思っておりますが、先ほど観光庁長官の定める区域という考え方で、今、観光圏というもので実験的にニーズを踏まえながらやらせていただいておりますが、御指摘のあったような横須賀から鎌倉のようなケースで具体的にニーズがあって、既存の事業者が十分サービスをうまく提供できていないということで、さらにサービスが必要だということであれば、個別にこういった指定の制度も活用しながら対応していくことも可能だろうとは思いますが、いきなり都道府県みたいな非常に広範なエリアを管轄することになりますと、営業保証金の金額などの観点から言って、妥当なのだろうかという問題が生じるだろうと考えております。

着地型旅行商品を販売するために、旅行業の登録を受ける場合のそういう緩和ということの御要望でございます。私も観光庁でもこれだけインバウンドのお客様がたくさん増えていただいているということで、着地型の旅行商品をできるだけ豊富にそろえていただいて、地域のおもてなしということでそういう商品をどんどん出していただいて、実際に地方をめぐっていただくことは非常に重要なことだと思っております。もちろん、今の3

種事業の方あるいは地域限定を取得されている方々も地域に大変詳しい、根付いている方々でいらっしゃると思いますので、いろいろな旅行商品をどんどん提供されておりますし、いろいろ工夫をされております。そういう意味で地域の方々のある種、一定のルールの中でサービスが提供されるような形になるのが望ましいだろうと思っております。

そういう意味で保証金あるいは資産でありますとか、取扱管理者といったお客様が安心してその商品を買っていただけるような条件を整えつつ、地域の３種事業者あるいは地域限定の業者の皆さんと競争していただきながら提案をしていただくことは、十分あり得ることだろうと考えております。

地域限定というのは、これはまだ実は制度ができて、25年4月で冒頭申し上げましたように地域限定の事業者の数はまだ非常に少のうございまして、まだまだ浸透が足りないのかなという気もいたしております、試験問題が全国でということについて妥当なのかという御指摘もございます。

他方でこの地域限定の方の資格で旅行の取扱いの方々、管理者の方々というのは、その地域限定の会社に入るだけで全国のいろいろな地域に行かれてやられるものですから、ずっと一生九州なら九州のその地域限定の範囲だけで生活されている、業務をされているとは必ずしも限らないものですから、今は全国的な試験問題を受けていただいております。そういう意味では、もう少し本当にその地域のところだけで業務をしていくようなことが、実際にそういうふうなことで業務をずっと続けられていくということであれば、その試験問題という形も出題の仕方を見直していった方が良いのかもしれないと考えております。

いずれにいたしましても、私どもの問題意識としては、こういう着地型の観光というのはより海外のお客様もそうですし、国内のお客様もそうですが、豊富な旅行商品がそろって観光客の方々に楽しんでもいただけるものになった方が良いという問題意識はございますので、既存の今、頑張って地域を支えて旅行業をやっていただいている方々とのある種、公平性の観点でありますとか、あるいはこういった倒産リスクみたいなものに対する一定の旅行者の保護に対する考え方とのバランスの中で考えていければと思っております。

御説明としては以上でございます。

○岡議長　ありがとうございました。

それでは、事務局と国交省の説明に基づきまして意見交換をしたいと思います。

大崎さん、お願いします。

○大崎委員　ありがとうございます。

1点、質問させていただいて、そのお答えを受けて私の意見を申し上げたいと思うのですが、観光庁の資料の3ページで旅行業者代理業者というものがある。これについては特段御説明が今、なかったかと思うのですが、この旅行業者代理業者というのは要は1種、2種、3種、地域限定の人たちが企画した旅行の販売、一種、取り次ぎをする人かなと思うのですが、これは複数の業者さんの商品を、品ぞろえを広げて販売することはできるのですか。

○国土交通省（蝦名審議官） ただいまは1社専属というやり方になっております。1種なり2種なりの業者の方と連帯責任を負っていただくような形で、旅行者の安全を確保するようなやり方で運用しております。

○大崎委員 ありがとうございます。

そうすると、私が思ったのは、確かに御要望のやりたいことというのはよく分かるし、私個人的にも旅行好きで海外旅行なんか行って、泊まったホテルで地元の周遊をするツアーを申し込んだりということもよくやるものですから、御要望の趣旨は分かるのですが、他方で確かに前払いした切符代がなくなってしまったという事件も実際にある中で、簡単に旅行業の規制を緩めるという解決で良いのかというのは、大いに疑問だと思っているのです。

地域の設定の話、確かに横須賀と鎌倉という先ほどの例だとちょっと奇異な感じもするのですが、ただ、これも何か決めなければいけないので、例えば営業所から何キロとかしても、結局一番の旅行のところ、観光地にちょうど引っかけなかったという不都合が起きたりすると思うので、なかなかそのところは難しいなと思うのですが、思ったのは、例えば着地型の観光でホテルなんかの方がそこで地元のツアーも売りたいんだというのであれば、この旅行業者代理業者になっていただくというのが1つあるのかなと思ったのです。例えば1種、2種、3種あるいは地域限定の募集旅行をつくる人たちとワークするような感じで、こういう企画をやってくれみたいな格好でつくってもらって販売する。ただ、それが1社専属だというと、そういうものもやりにくいなという感じを受けたので、例えばそういう制度を見直して、旅行業者代理業者をもっとやりやすくするというのも1つの手かなと思いました。

それから、試験の話が出たのですが、どうなのですかね。年に4,000人とか3,000人とか受かっておられるのであれば、そんなに参入の障壁になるというほど難しい試験でもないのかなという感じがしまして、合格率なんかも宅建主任とかとそんなに変わらないような印象を受けたので、確かに地域限定で仕事をするのに全国の地理を知っていなくてもというのも一理はあるのだけれども、一方で確かに一生その地域で仕事をするというのは限らないのだから、旅行のプロと言うのだったら全国の地理ぐらい知ってるよという感じもあるなというのが私の感想です。

すみません、以上です。

○岡議長 ありがとうございました。

他いかがでしょうか。佐久間さん、お願いします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

今の御説明、大変よく理解できました。私は第3種が募集型において隣接市町村に限定されているという問題に対してのコメントですが、ある意味でこれは現行制度で対応可というあるパターンの問題かなと思います。ただ、それは今のお話を聞いていると観光庁長官の定める区域にかかってくるということでございますので、まずなぜ隣接市町村

に限定するのか。

今のお話を聞いていると、何か事故があった場合の返金の保証の規模。エリアが広くなれば多分代金も高くなって、保証が十分ではない、至らないということが起きるだろう。多分こういう理屈かなと思うのですが、もしそうであれば、それは距離とか、よく分かりませんが、パッケージというのは足代と宿泊代でしょうから、距離で何が変わるかというと足代、要するに交通費、移動費ということなので、それは今の例で言えば横須賀 - 鎌倉の移動費と横浜 - 横須賀の移動費を比べれば、どちらかということ横須賀 - 鎌倉の方が移動費が低いとすれば、それはパッケージ料金が小さい。にもかかわらず、多くの営業保証金が必要だという理屈はないということになりますので、なぜ隣接市町村に限っているのか。ここはもちろん何か限らなければいけないというのは、今、大崎さんが言ったとおりで分かるのですが、それを移動費等々の概念で決めずに、非常に機械的に隣接市町村にされているのか。この点についてお聞きしたいと思います。

○国土交通省（蝦名審議官） これは一般的になのですが、着地型の旅行商品というのは大体多くのケースで言いますと、宿泊をされているところから 1 日ぐらいのところを半日ぐらいで回っていくケースが多うございまして、そういう意味で大体隣接市町村ぐらいで企画される、例えば 1 日行ってどこかの体験みたいなものでりんご狩りをしてくるとか何とかで戻ってこられるとか、そういう隣接市町村ぐらいで大体ニーズが完結をしているケースが多いということと、おっしゃるように半径何十キロみたいな形でとるという考え方もゼロではないと思いますけれども、なかなか実際にその範囲というものを個別に地域ごとに全部特定していくというのが実務上も非常に難しい。半径何キロメートルとやると難しいという実務上の課題もありまして、そういう実態のニーズと実務上のいわば監視と言うとあれですが、守られているかということをおある程度評価したりするときの考え方として、隣接する市町村という考え方ででき上がっているということでございます。

○佐久間委員 どうもありがとうございます。

そういう経緯だったということで今、お伺いましたけれども、設計としては合理的なところで決めるべきものではないか。難しいとおっしゃっていましたが、そんなとても難しい話ではなくて、今、認めている隣接市町村の一番遠いところをとって、円か何か引いてその中に入る市町村を全部入れれば良いだけの話で、それは多分 1 日もかからない作業で終わるのだと思うので、考え方として合理性を返金の保証というところに置くのであれば、隣接市町村というよりはもう少し合理的なところで決めて、設計をし直すということではないかと思います。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

森下さん、どうぞ。

○森下委員 私も佐久間さんの意見に賛成で、隣接市町村と言っても関西なんて非常に小さいので、すぐ出てしまいますね。だから理屈に合わないと思うのです。北海道と関西を

一緒にする話はおかしいと思うのです。今や道州制の話をしている中で、都道府県ですら小さいと言っているのに、都道府県の範囲にすら広げられないというのはおかしいのではないか。3種は資金が小さいからと言われますけれども、今、出された観光庁の例は無登録の例が2つと、最後のものは1種ではないですか。全然3種だから起こしたという話ではないと思うのです。

そういう意味だと、今、海外からたくさんの人が来られている中で、関西で言えば奈良とか京都とかパッケージでやらないと着地型は難しいと思うのですけれども、その中に一体何個市町村があるのか考えると、実質上パッケージできないと思うのです。非常に範囲が狭いと思います。

本当を言うと隣接の都道府県までで、それがせめてできないというのであれば、佐久間さんが言われたように距離でやってもらえれば、北海道の範囲だと関西圏が全部入ってしまいますから、それぐらいの考え方をしてもらわないと実際上パッケージがつかれないと思います。観光庁の使命として観光を増やすというのが目的の1つだと思いますので、そういう目で見てもらうと今の制度というのは現実的に合っていないのではないかと。特にこれから先、民宿とかそういうところに泊まる外国人が増えてくると思うのです。そのときに海外のようにそこで申し込んで近くに行くというのは非常に一般的ですし、そういうものがいかに多いかというのは楽しみの1つだと思うので、発想を転換してもらった方がよいのではないかと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

今のは意見として承っていただけますか。

○国土交通省(蝦名審議官) 事例がここで出させていただいたものはあれですけれども、例えば3種の事業者でも、あれならまた提出をさせていただきますが、被害額が3種の事業でも1,900万とか1,500万とかそういう事例はたくさんございますので、そういう意味では一定程度の被害が生じているというのは事実としてございます。

○岡議長 翁さん、どうぞ。

○翁委員 私も佐久間さんや森下さんがおっしゃった趣旨は全く賛成で、是非、合理的にここを考えていただきたいと思うのですが、1つ質問させていただきたいのですが、先ほど隣接かどうかということでない監視ができないとおっしゃっていたのですけれども、具体的に5,625社が隣接市町村かどうかということはどうやって監視されているのか教えていただきたいのですが。

○岡議長 お願いいたします。

○国土交通省(石原課長) お答えいたします。

3種の事業者さんは都道府県知事に登録をすることになっておりまして、基本的には都道府県知事の方で、これは1種から3種、特に区別はございませんけれども、それぞれの事業者さんに定期的に立入検査ですとか、そういったことを行うことによってきちんと法で定められた業務範囲を守っているか、その他を含めてチェックさせていただいている。

こういうことでございます。

○翁委員 立入検査の頻度というのはどういう頻度でやっていらっしゃるのか。また、その報告を求めたりされているのか。どうやって隣接都市ということでやっているかというモニタリングをされているのか、もう少し教えていただけますでしょうか。

○国土交通省（石原課長） 都道府県知事あるいは都道府県で実態もいろいろあるかと思いますが。そこは後日、資料でお答えさせていただきます。

○岡議長 それでは、鶴さん。

○鶴委員 ありがとうございます。

私も各委員の方々の御指摘の点は全く賛成です。

先ほどお話を伺いして気になったのは、最後のお話の中で、こういう規制緩和をもしやるとなると、既存の事業者に対して公平性の観点から少し問題が出るということをおっしゃったのです。

今日の御説明資料とか例えばいろいろな提案に対するお答えを見ると、基本的に規制の根拠として消費者保護という観点からお話があって、それはそれで私もそのやり方をどう考えるのかというのは、もう少し融通を利かせても良いのではないかと思う一方、最後におっしゃった点というのはもう少し御説明を聞かないと、やはり気になるなという感じがしました。

というのは、ある種、規制緩和をしているいろいろな事業者の方々が入ってこられると、既存の事業者にとっては非常に競争相手が増える。そういうものは自分たちは困るよねと。ただ、こういう業界は特にいろいろなアイデアを持った方がやっていただくというのが、他のものに比べても私は非常に重要だと思っているので、先ほどおっしゃった最後の点、つまり既存の事業者への公平性に対して考えなければいけないということは、実はそれはどういうことを、さらにパラフレーズするとお考えをおっしゃったのかということ、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○国土交通省（蝦名審議官） 旅行者の保護の観点で、例えば営業保証金を積んでいただくとか、旅行業務の取扱管理者を置いていただくということですので、実際に例えばホテルのフロントとかで何か販売をしていただくということであれば、同じようなルールは維持した上で競争していただきたい。そういう意味で申し上げたということでございます。

○岡議長 林さん、お願いします。

○林委員 今のところが私も素朴な疑問なのですが、今日の資料の最後にも星野リゾートの方の御意見が書いてあるように、いわゆる着地型観光というのは運送しないわけです。概念自体は現地集合、現地解散のハッチ型の観光と違うということで今回、着地型観光というものが言われているわけなので、それがどうして旅行業に当たるというくくりになって、そして業法の登録が必要ということになるのか。そこをもう少し柔軟に考え直す必要があるのではないかとというのが基本ではないかと思うのですけれども、その点について、是非、御意見をお伺いしたいと思います。

○国土交通省（蝦名審議官）　もしかすると誤解があるかもしれませんが。着地型観光というのは別にバスとかを使って地域を回っていくというものでございますので、交通機関の手配は当然その中に入っております。

○林委員　今の御説明ですと、その交通機関の手配というのが旅行業に当たるというお考えなのだと思うのですが、そうすると着地型観光を改めて政府として取り上げて進めようとしたところが、余り生かされていない杓子定規な解釈のように思えるのですが、いかがでしょうか。

○国土交通省（石原課長）　お答えいたします。

着地型旅行商品というのは、まず名前の由来は現地に到着して、その着地から旅行する。オプションツアーのようなイメージが分かりやすいかと思えますけれども、そういうことを指して、現地に到着してから、そこであしたどこに行こうか、半日あるから果物狩りにでも行こうか、そういうようなちょっとした現地発のオプションツアーのような、それを着地型旅行商品というふうに申し上げています。

ということで規模の大小がございますけれども、現地発のバスなりその他の交通手段の手配、場合によっては宿泊を伴うものもあるかもしれませんが、そういう意味では旅行商品そのものでございますので、旅行業の登録はとっていただきたい。ただ、どうしても扱うものは非常に小規模な、時間も半日程度、そういうようなものが非常に多くございまして、これをやるのに3種事業者に求めていますような営業保証金300万円必要だ、基準資産300万必要だというのはハードルが高過ぎるのではないかという議論がございまして、2年前に地域限定という、少なくとも保証金に関しては旅行される消費者の方の万が一のときの保護も考えて、ぎりぎり引き下げて100万円で見入れます、あるいは旅行業協会に入れば20万円で見入れますという形のハードルを下げる、ある意味、地域限定旅行業をつくることによって着地型旅行商品をもっと作りやすく、売りやすく、そして利用しやすくということをつくったものでございますので、観光庁としましてはその考え方で今も全く変更はございませんで、こうした地域限定旅行業というものを使って、もっともっと多くの宿泊施設を含めて旅行業に参入して、どんどんつくっていただきたい。

冒頭、2ページ目にございましたけれども、まだまだ地域限定旅行業者は45社しかございませんので、これは少しこの制度のPRというのが不足しているのかもしれないと考えてございますので、このあたりはもう少ししっかりPRその他、着地型旅行商品のための地域限定旅行業者の増大に向けて、しっかりやっていきたいと考えているところです。

○岡議長　ありがとうございました。

それでは、越智政務官、お願いします。

○越智大臣政務官　私からも質問をさせていただきたいと思います。

実感としまして、旅行に行って、ホテルや旅館に着いたところでいろいろな小旅行、オプションツアーのメニューがあって、それを選んで旅行するという実態が増えてきたと感じております。

そういう中で、今、着地型旅行のインフラとして地域限定旅行業者を整備してきたという趣旨の話があったと思いますが、着地型の旅行の特殊性なのですけれども、先ほど規模の違い、時間とか距離の違いがあるという話もございました。もう一方で、旅行代金を支払うタイミングが、前払いというよりは、場合によってはホテルの支払いで一緒に払うとなると後払いということもあるので、そういう意味では着地型の旅行をするということのリスクというのは大分違うのではないかとこの観点に立ったときに、もう少し違う整理の仕方があるのかなと思ったのですが、その点についてはどういう御議論があるのか聴かせていただきたいと思います。

○国土交通省（蝦名審議官） 着地型の商品、いわゆるオプションツアーのケースというのは、もちろん実際に旅行地に行ってからでもそうですけれども、行く途中で次の先行のところで予約をしたりということもございまして、必ずしも後払いになることに限っているわけではございませんので、旅行の範疇として違うかと言われると、旅行業としては同じようなカテゴリーの前払いをしたり、あるいはクレジットで担保をとってから旅行商品に出かけるといった形になるケースが多いのではないかと思います。

○岡議長 大田さん、どうぞ。

○大田議長代理 今、観光客が海外からもたくさん来ていますので、この機に速やかに旅行者を拡大できるように、利用者の利便と保護を最重視していただきたいと思います。

第3種旅行業者の区域ですけれども、観光地と行政区域というのは異なりますから、隣接市町村は先ほどから出ているようにいかにも小さい。前払いだから保証金を積まなければいけないと言うのなら、隣接都道府県まで広げた上で旅行の取扱高に限度を課せば良いのではないかと。幾ら以下の旅行ならOKということであれば、利用者の保護からは何の問題もないのではないかと。これが1点です。

2番目、着地型について今、越智政務官が言われましたように、前払いだからリスクがあるのなら、旅館・ホテルがやる場合は当日支払いか事後的支払いに限定するということがあれば、利用者保護とはそごをきたさないのではないかと。これが2点目です。

3点目、免許について、先ほどのお話ですと、ずっと地域でやるのなら試験問題を見直すのもやぶさかではないといったニュアンスで私は聞いたのですが、地域限定の資格であれば、つまり鹿児島県なら鹿児島県限定の資格ということで、その人がまた北海道に行くのだったら北海道限定の資格をとれば良いわけですから、地域を限定することで全国の地理の知識は必要ないという整理ができるのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○岡議長 お願いいたします。

○国土交通省（石原課長） 私から2点目の点について、地域というよりも取り扱う旅行商品の代金と言いますか、少し制限をかけることで何かあっても一定の範囲で被害がとどまる。そういうことかと思うのですけれども。

○大田議長代理 2点目は当日支払いの場合だけOKにするということです。つまり前払い

のリスクがあるということであれば、当日支払いならばOKという期日の限定を設ければ良いのではないかと。これが2点目です。着地型について。

○国土交通省（石原課長） では、そちらではなくて、3種なり地域限定の範囲の隣接市町村ということではなくて、旅行代金で制限するというやり方もあるのではないかと。

○大田議長代理 隣接都道府県に広げた場合にリスクが大きくなるというお話でしたので、利便から言うと隣接都道府県に広げて、その上で旅行代金に限度を設けるということであれば良いのではないかと。

○国土交通省（石原課長） 考え方は2つあると思うのですけれども、1つは隣接都道府県ぐらいまで認めるということであれば、これも都道府県によっていろいろですが、相当範囲が広くなるところも出てまいりますので、実際に2種と3種で営業保証金の額に違いがございますけれども、基本的に2種の資格を取っていただければ、それで良いのではないかとということで基本的な考え方としてはございます。そうすると、限りなく2種に近づいてくるところもあるのではないかと。

金額にしても、これも非常にある意味、それが消費者にとって旅行会社に行ってみたときに、うちはこの範囲でしか扱えないです。幾ら以下のものしか扱えないです。旅行商品としては2種だと思って行ってみたら、実は代金以下だから第3種商品でなかったとか、そこは消費者にとって分かりやすい区分になるのかなというのが最初、今ぱっと思ったことではあると思うのです。

○大田議長代理 今のお答えになっていないのですけれども、3種を設けておいて、そもそも2種をとれば良いではないかというのはお答えになっていません。

観光庁が設置された旅行産業研究会の報告でも、「旅行商品の品質や安全の確保に留意しつつ、第3種旅行業務の範囲の拡大等の措置を講ずることで云々」と書かれておりますので、第3種旅行業の業務範囲の拡大を検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○国土交通省（蝦名審議官） 先ほど申しましたように、いざ課題があったときにどのぐらいの保証額が必要かということとの見合いだろうと思います。先ほどおっしゃったように、限度額をあれした旅行商品を売ることでも、人数がたくさん被害が出てしまうと、結局、大きな額の損失が出てしまうことになりますので。

○大田議長代理 ならば、旅行業者の取扱高に限度を設ければ良いのではないですか。

○国土交通省（蝦名審議官） 取扱高に。

○大田議長代理 旅行のエリアではなくて。

○国土交通省（蝦名審議官） そういう角度から検討したことがありませんので、今、御指摘にあったことは勉強してみたいと思います。

○大田議長代理 御検討をお願いします。

○国土交通省（蝦名審議官） それから、試験の話は、試験の区分というのは旅行業の取扱いの中では総合か国内かという試験の区分になっておりまして、地域限定だからといっ

て鹿児島だけでということではなくて、今の国内試験区分を受けていただいて、地域限定の今、取扱管理者をやっているということでございまして、その場合、ですからその方が例えば北海道に行くので、北海道に行ってもできるし、あるいは東京に行ってもできる。こういうやり方でずっと本当にその方が地域限定で鹿児島から動かないんだということであると、そういう問題の仕方をするかどうかというのがあり得るのではないかと思いますけれども、それは試験の在り方というのはどれぐらいの問題が適切なのかということとは勉強してみたいと思っています。

○岡議長 大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 私は正直、47都道府県用に47種類の問題をつくるのには反対です。そんなことをしたら、ものすごく無駄な行政コストが生まれると思うのです。

○岡議長 今のは御意見ですね。

他いかがでしょうか。佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 先ほど林委員の言われていたホテル等での旅行業者的なサービス。あと、今、越智先生が言われたところにも通じるわけですがけれども、消費者保護を考えればホテルとか旅館というのは、ここで言っている純資産というものが普通の旅行者よりは大きいというのが普通だと思うのです。ですから営業保証金をゼロにして基準資産を多くすれば負担がなくて、ホテルで済むのではないかと。今の枠組みであっても。もちろん抜本的にそれは別にするというやり方もあるのですが、一般的に営業保証金、これは旅館業協会に入っていなければ100万でも積むというのは負担だとすれば、基準資産が大きければ別に新たにキャッシュが出るわけではないので、感覚としては現地に行ってお泊まっているホテルというのはそれなりに信用があるということで、そこは旅行者とは違うと思いますので、そういう点でなるべく旅行者の便を考え、なおかつ、保護を考える。その観点でそういうところも工夫していただければと思います。

以上です。

○岡議長 今のは意見として。コメントありますか。

○国土交通省（石原課長） 今、ホテル・旅館であれば旅行者よりもというお話かと思いますがけれども、今、ホテル・旅館で大体5万弱ぐらい全国ございしますが、本当に経営状況は千差万別でございまして、特に旅館などは今、求められています耐震改修とか、そういうものが全く対応できなくてというところもございしますし、相当経営に金融機関から運転資金を含めて借りるだけ借りてというところも多数ございしますので、ホテル・旅館だからということで特別な扱いをするのはどうかなという気がいたします。

○佐久間委員 別にホテル・旅館だから良いというわけではなくて、基準を基準資産に持ってくれば、ホテル・旅館でそれをクリアするのはかなりの数が出ると思います。

苦しいから純資産がないという、その純資産がないというのはそもそも銀行は貸さないと思いますから、ちょっとそこは苦しい、耐震工事ができていないというのと純資産がないというのは全く別問題なので、そこは数字を見ていけば済む話だと思います。

○岡議長 安念さん、何かありますか。

○安念委員 一般の消費者を相手にして、その消費者に対する関係で債務不履行が生じるという事例は、これはおよそ消費者を相手にするビジネスなら全てあり得ることだと思うし、仮に消費者の側から先払いするのが一種の商慣行だというふうに限定をしても、そういう商売は幾らでもあると思うのですが、こうした中で旅行業についてはなぜこのような厳格な、これは供託ですね、制度がとられているのだろうかと思うのです。

なぜこういう制度が他のサービス業、消費者相手の商売にはなくて、なぜ旅行業にあるのか。沿革みたいなものをもし教えていただければ教えていただきたい。

もう一つ、還付請求権は債務不履行の被害を受けた消費者というか旅行者にあるのだと思うのですが、これは多分還付それ自体は、私は制度をよく知らないので違ったら教えていただきたいのだけれども、多分、供託法に基づいてのことになると思うので、素人にとってはかなりの負担ですね。どれくらい還付請求が実施された、実現された実績があるのかというのを、後日でも良いから教えていただきたいと思います。

もう一つ、これは佐久間委員がおっしゃったのとある意味で裏腹なのですけれども、仮にこの営業保証金の供託の制度が消費者保護のため、仮にではないですね。もちろんそうです、これは実際に還付請求権が消費者というか契約者というのか旅行者にだけあるのだとすると、これは事実上、優先弁済請求権があるということになるのです。無担保で。それは非常に大きな保護なのですけれども、そうすると今度は純資産要件というものが何のためにあるのだろうかという気がするのです。これは誰を保護するためにあるのか。

非常に一般的に言えば、純資産があった方が旅行者というか消費者のためになるというのは一般論としては分かるのだけれども、供託された営業保証金の還付以外にそういう一般財産にまさに強制執行していくことを普通の旅行者に期待することはできないと思うので、そうすると何のためにあるのかなというのが、これが疑問の第3点でございます。

○岡議長 お願いいたします。

○国土交通省（石原課長） 旅行業と言いますのは、ある種、特段の資産がなくて、電話一本で営業ができてしまうという取引形態なものですから、そういう意味で旅行者の方々に安心して旅行商品を購入していただけることで、営業保証金という制度をつくっているということでございます。

○岡議長 2点目と3点目は。

○国土交通省（蝦名審議官） 還付請求の実績につきましては、例えばですけれども、最近の平成26年の例で言いますと、1,900万ぐらいの債務額に対して弁済額300万ということで15パーセントぐらいのところから、六十数パーセントをカバーしているようなケースもございます。

○安念委員 件数とか、もう少し統計的な数字がもし分かったら、今日でなくて結構ですので、教えてください。

○国土交通省（蝦名審議官） 分かりました。

○安念委員 第3点は、なぜ供託の他にさらに純資産要件があるのかという、その趣旨で
ございます。

○国土交通省（蝦名審議官） 倒産リスクを回避して安定的に安心したサービスが提供さ
れるという意味で、純資産もあわせて見させていただいているという形でございます。

○安念委員 ありがとうございます。

電話一本でできるというのは、我々弁護士も同じですね。結構先払いだったりするわけ
ですが、お互い危ない商売ですね。よく分かりました。

○岡議長 まだあるかと思いますが、予定の時間を若干オーバーしておりますので、本件
につきましては、引き続き議論させていただきたいと思います。

今日の観光庁からの御説明でも、観光客が内外ともに増える中で、観光業に携わる人も
増え、観光する方の保護をしながら事業を拡大していく方向であることは間違いのないと思
いますので、是非、今日出た意見を踏まえて、もう少し前向きに御検討いただければと思
います。今日はありがとうございました。

（国土交通省関係者退室）

○岡議長 それでは議題2に移ります。各ワーキング・グループの検討状況と今後の検討
予定につきまして、各ワーキング・グループの座長または座長代理から順番に御報告いた
だきたいと思います。

まず、健康・医療ワーキング・グループの翁座長からお願いいたします。

最初に、健康・医療ワーキング・グループよりお願いいたします。翁さん、お願いいた
します。

○翁委員 健康・医療ワーキング・グループの検討状況及び検討予定について御報告いた
します。

まず検討状況につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○大熊参事官 健康・医療ワーキング・グループの検討状況について、資料2-1に沿っ
て御報告いたします。

昨年10月6日の第23回会合におきまして、健康・医療ワーキング・グループの進め方を
議論し、新たな改革事項の審議に加えて、これまでに取り組んだ改革のフォローアップを
進めることとしております。

新たに審議した改革事項のうち、主なものとしては、11月6日の第25回の会合におきま
して、医療情報、特にナショナルデータベースですけれども、この有効活用に向けた規制
の見直し。

2月2日の第29回会合におきまして、特別用途食品における申請手続・表示制度の見直
し。これは病者食の制度です。

3月5日の第30回会合におきまして、遠隔医療の1つの形態として遠隔モニタリングの
推進。

3月12日の第2回の公開ディスカッションにおきまして、医薬分業における規制の見直しなどについて議論を行ってまいりました。

また、重点フォローアップ項目としては、最初のページに戻っていただきまして、10月10日の第37回の本会議におきまして、新たな保険外併用の仕組みの創設。いわゆる患者申出療養などの検討状況の確認を行っております。

○翁委員 ありがとうございます。

健康・医療ワーキング・グループでは、これまで議論してまいりました一つ一つの改革事項につきまして、6月の答申の取りまとめに向けて関係者との調整を精力的に行っていく予定でございます。

4月以降の取組でございますが、先日の公開ディスカッションで議論を行った医薬分業における規制の見直しにつきましては、ワーキング・グループにおいて引き続き議論し、議論の整理を行い、改革に向けて取り組んでまいりたいと思います。

また、遠隔モニタリングの推進や市販品と類似した医療用医薬品（市販品類似薬）の処方の在り方を見直しにつきましては、要望者からのヒアリングを踏まえて、改革の実現に向けて所管省庁との意見交換を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

続きまして、雇用ワーキング・グループの鶴座長、お願いいたします。

○鶴委員 雇用ワーキング・グループの検討状況及び検討予定につきまして、御報告したいと思います。

まず、検討状況につきまして事務局から御報告をお願いします。

○三浦参事官 それでは、雇用ワーキング・グループの検討状況、検討予定等について御報告申し上げます。

資料2-2を御覧ください。雇用ワーキング・グループでは昨年8月7日に閣議決定もしておりましたジョブ型正社員の雇用ルールの整備についての閣議決定の実施状況について、厚生労働省からヒアリングを行いました。

その後、9月以降はいわゆる第3期目の活動方針を当初御議論いただきまして、これも閣議決定で大きな方向性は定められております2つの大きな事項について具体的な改革策の御議論をいただく方針を決めていただき、以後、審議を続けていただいております。

具体的に言いますと、1つは雇用仲介事業の規制の見直しでございまして、お手元の資料にございますように、10月以降ヒアリング等を重ねていただきました。

もう一つの雇用終了の在り方につきましても、12月からヒアリング等、審議を続けていただいているところでございます。

そのうち雇用仲介事業の規制の再構築につきましては、本年に入りました1月28日の本会議におきまして、意見を取りまとめていただいたところでございます。

もう一つの雇用終了の在り方につきましては、この後の議題にも上っておりますが、今

後、一定の考え方の取りまとめを御審議いただくことを予定しているところでございます。

以上でございます。

○鶴委員 今、事務局から御報告がありましたように、雇用仲介事業の規制の見直し、労使双方が納得する雇用終了の在り方につきまして、双方本年1月、この後、本会議で意見の取りまとめというところまで御相談をするところにいきまして、4月以降、6月の答申に向けて、特にこの2つのテーマにつきまして、さらに引き続き検討を進めていくという状況でございます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

続きまして、農業ワーキング・グループの浦野座長代理、お願いいたします。

○浦野委員 金丸座長が御欠席でありますので、私から御報告いたします。

農業ワーキング・グループの検討状況でございます。事務局から報告願います。

○山澄参事官 資料2-3に沿って御報告させていただきます。

昨年10月1日に第18回会合で今後の進め方について御審議いただいた後に、11月12日の第19回会合におきまして、JA全中の自己改革に関する中間取りまとめについてという議題で、JAグループの自己改革会議についてヒアリングさせていただいた後、同日に討議を踏まえまして農業協同組合の見直しに関する意見を公表させていただきました。

この意見につきましては、12月15日の本会議において御報告させていただいております。

11月25日の第20回会合におきましては、産業競争力会議実行実現点検会合と合同という位置付けの下、農林水産省及び2件の中間管理機構からヒアリングをさせていただいて、現状についてチェックをしたところでございます。

その後、12月12日の第21回会合につきましては、全国農業会議所の組織改革の検討状況及び農地情報公開システムの整備状況について。

第22回会合、12月26日の会合におきましては、女性若手農業者からのヒアリングということで、規制改革に資するためヒアリングを行ったところでございます。

本年に入りまして、2月10日の第23回会合におきましては、農業改革についてという議題で、農業改革に関する法制度の骨格案について規制改革会議との考え方などとの整合性などについて検証いたしました。

以上がこれまでの農業ワーキング・グループの検討状況でございます。

○浦野委員 農業ワーキング・グループでは、農業委員会関係あるいは農業生産法人、農業協同組合に関する改革のフォローアップを重点的に行ってまいりました。新聞等で報道されましたように1月、2月に農業関連団体あるいは与党等との間で様々な議論がありましたけれども、現状のところではおおむね規制改革会議の考え方に沿った形でまとまっております。

今後についてでございますけれども、国会での法案審議あるいは政省令案の検討状況を注視しつつ、もう一つの重点フォロー事項でありました農地中間管理機構について農地の

集約状況をフォローアップしたいと思っておりますが、この農地中間管理機構につきましては、目標の数字とはかなり乖離した形で今、動いていますので、この辺も少し重点的にフォローアップしたいと思っております。

さらに新たに改革すべき課題についての検討も、次回から始める予定でございます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

続きまして、投資促進等ワーキング・グループの大崎座長からお願いいたします。

○大崎委員 それでは、投資促進等ワーキング・グループの検討状況及び検討予定について報告したいと思います。

まず、これまでの開催実績について事務局から御説明をお願いします。

○佐久間参事官 それでは、投資促進等ワーキング・グループの開催実績等について御報告いたします。

資料2 - 4にまとめてございますけれども、投資促進等ワーキング・グループは非常に幅広い分野にわたりまして、数多くの規制改革要望を取り上げてまいりました。この場では主なものを紹介するにとどめたいと思います。

まず、10月24日の第2回会合、11月20日の第3回会合で、廃棄物処理法に関して店頭回収したペットボトルのリサイクル促進に向けた「専ら物」の見直し。産業廃棄物の企業グループ内での処理をみずから処理として容認すること。この2点につきまして取り上げて、さらに本年3月9日の第7回会合で改めて環境省から対応の方向性を聞くなど、議論を掘り下げたところです。

また、本年に入りまして1月の第5回会合、2月の第6回会合、3月の第8回会合におきまして、出張理美容や理容師・美容師の混在勤務等、理美容業に関する規制の見直しを取り上げてございます。

第5回、第6回会合では、水素社会実現に向けたさらなる規制改革を進めるべしとの総理指示を踏まえまして、次世代自動車に係る規制の見直しも取り上げております。

これらのほか、重点フォローアップ事項については、ビックデータビジネスの普及を10月9日の第1回会合と3月23日の第8回会合において、流通・取引慣行ガイドラインの見直しを本年2月20日の第6回会合において、外国人が外国企業の子会社等を設立する際の規制の見直しを12月1日の第4回会合及び3月23日の第8回会合において、取り上げまして、関係省庁の取組状況を確認しております。

私からは以上でございます。

○大崎委員 今、御報告いたしましたとおり非常に幅広い事項についてやっておりますが、今後6月の答申取りまとめに向けましては、主に2つのことに注力していきたいと考えております。

まず1つは、次世代自動車の問題です。これは重点的フォローアップとして過去の閣議決定の実施状況の確認をするとともに、引き続き新規要望の検討も進めてまいりたいと思

います。

もう一つが、理美容業に係る規制ということで、これは長年の懸案事項でもあるのですが、幅広い関係者からできるだけ生の声を伺い、日本の理容業、美容業がどうすれば現場の理美容師や消費者から見てよりよい形になるかという大きな視点で、丁寧な審議を進めていきたいと思っております。

投資促進等ワーキング・グループについては以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

続きまして、地域活性化ワーキング・グループの安念座長からお願いいたします。

○安念委員 では、当ワーキングの検討状況については、事務局から御報告をお願いいたします。

○柿原参事官 地域活性化ワーキング・グループの検討状況につきまして、資料2 - 5に沿って御報告いたします。

昨年9月30日の第1回会合におきまして、重点的フォローアップ事項の1つでありますダンスに係る風営法規制の見直し等を議題として、今期の検討を開始しております。

その後、昨年12月16日の第9回会合におきまして、それまでの有識者会議からのヒアリング結果を踏まえて、地域活性化ワーキング・グループの検討項目をお決めいただいたところでございます。

本年に入りまして、1月22日の第10回会合におきまして、もう一つの重点的フォローアップ事項であります改正タクシー特措法における特定地域の指定基準に係る検討を議題に。

1月30日の第11回会合におきまして、3月の公開ディスカッションのテーマでございます建築物の用途変更等における規制の見直しを議題に。

2月に入りまして、2月18日の第13回会合におきまして、小規模・臨時飲食店営業の許可要件の緩和等を議題に。

3月12日の公開ディスカッションにおきまして、地域の空きキャパシティの利用に係る規制等を議題に検討を進めてまいりました。

事務局からの報告は以上です。

○安念委員 ありがとうございます。

当ワーキング・グループにおいては、今後6月の答申の取りまとめに向けて、既存公共施設の利活用促進のための規制緩和や、移動・輸送手段の多様化などについて検討を進めていく予定でございます。

このうち、食品衛生法等、地方自治体の規制に対する対応が課題となっており、関係者との調整を含め、引き続き精力的に検討を進めてまいり所存でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

ただ今5つのワーキング・グループから御報告をいただきました。それぞれについて何か御意見あるいは御質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○安念委員 実はこのタスクをいただいてから、実際に感じましたのは、意外に地方分権

は進んでいるんだなということでした。

これは規制改革の立場から痛しかゆしのところがございます、地方分権そのものは結構なのですが、我々は直接相手にしているのは今日もそうですけれども、中央官庁です。ところが、地方分権が進んでいる事項につきましては、中央官庁が音頭をそもそもとれないとか、とってみても余り効果が上がらないということがありまして、特に私どものワーキングではそういう問題が多くなっております。こういう場合、どうしたら良いのかという解は別に今のところございまして、もちろん1つの考え方としては、それは地方に任せれば良いんだということも言えるかと思いますが、しかし、ビジネスというのは全国単位で展開されているわけですから、地方の取組を全国的に拡大していただかなければいけない。こういうことでございます。

このやり方がまだ何とも、これをどう進めていくか、これについてのやり方は何もかたまったところがございますし、中長期的な課題ですので、当会議だけでやり切れることではもちろんないと思うのですけれども、会議全体としての御支援を賜ることができれば幸いです。

○岡議長 ありがとうございます。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 今の安念先生の御発言に関連して、私も問題提起をしておきたいと思うのですが、今、安念委員がおっしゃったのは、どちらかという多分、地方が先行的にいろいろなことをやっておられる場合を念頭に置かれているのかなと思ったのですが、一方で地方が条例によって私どもから見ると必ずしも合理的とは言えないような過重な規制を課している場合がございます。

○安念委員 そちらの方です。

○大崎委員 そちらですか。では同じことですね。これは私どものワーキング・グループでも疑問に感じているところで、これは会議全体あるいはもっと他の会議体との連携なども考えて、対処法を考えていかなければいけないですね。

○岡議長 森下さん、どうぞ。

○森下委員 その問題は非常に多くて、例えば大阪府市の統合本部にも規制改革会議があって、私は参与をやっていたのでそういうものをつくったらどうかというのでやって、実際にあけてもらおうと半分ぐらいは実は大阪府市にブーメランのように返ってきているのです。

そういうことを考えると地方の規制改革は大事なので、先日、関西財界セミナーでは道州制の中での地域規制改革会議とか、あるいは府市連合体での規制改革会議みたいなものの提案をして、今、一部洗い出しを大阪府市でやってもらっているのですけれども、何らかの形でそうしたものをつくっていかないと、多分進まないのは事実だと思うのです。

ですから、どこの会議がやるかは別にして、道州制なり都道府県単位なりでも規制改革会議をやるような促しをするのか分かりませんが、そういうのも話をしていかないと、こ

の会議だけでやるのは限界が非常にあるような気がしてしまっていて、府市の例が正しいかどうか分かりませんが、半分ぐらいは自分たちが分かっていないものが結構ブーメランのようになっているものが多いので、その辺もこの会議が浮き出しにしているという意味ではメリットであると思いますが、反面、手が届かないでかゆいところがあるので、確かにそこは何か考えた方がよいのではないかと思います。

○岡議長　ありがとうございます。

他いかがでしょうか。今、3人の委員の皆さんから提起いただいた問題については、私も同じ認識をしております。安念さんの地域活性化ワーキング・グループの中では、「地域版規制改革会議」といったものを設けることも議論していただいているわけでありまして、地方で解決し切れるものはそこで解決してもらう。しかし、地域だけでは解決できないというものはこの会議に上げてもらう、その両方あるのかなという気がしております。

そのためにも、地域地域でそういった議論をしていただく場が必要ではないかということについては、方向性としては正しいと思いますので、事務局とも相談しながら、あとはどうやったら本当に効果的、現実的なやり方があるのかということについて検討していきたいと思います。

各ワーキング・グループの皆さんには大変精力的に会議をやっていただいております。是非、議論を続けていただきまして、6月の答申の取りまとめに御尽力いただきたいとお願い申し上げます。私も時間の許す限り、ワーキングの会合にも出るように心がけておりまして、温かく受け入れていただいております。引き続きそのつもりでやりますので宜しくお願いいたします。

次に、議題3としまして、多様な働き方を実現する規制改革及び労使双方が納得する雇用終了の在り方でございますが、資料3-1及び資料3-2について事務局から説明をお願いいたします。

○三浦参事官　それでは、御説明申し上げます。

まず資料3-1から御覧ください。「多様な働き方を実現する規制改革」に関する意見（案）とタイトルしたものでございます。

こちらにつきましては、前回の本会議におきまして論点整理という形でこれまで御議論いただいた視点につきまして、御議論いただいたところです。その内容につきまして、これまでの議論の反映が相応にされているのではないかと御議論をいただいたところでしたので、内部で検討しまして、せっかくですので会議の考え方として取りまとめはどうかということで、お手元のように取りまとめをさせていただいております。

意見という形で取りまとめたということで、いわゆる表現面だとか、全体の構成面で変わっているところがございますが、基本的に内容については前回の論点整理と変わっておりませんので、詳細な説明は省略させていただきます。

1点、めくっていただきまして2ページ目の「3. 今後の課題」以降に、今後に向けた検討課題を書いているところでございますが、この中の「(1) 転職やスキル形成に対して

政府が支援する制度を整備すべき」とタイトルしましたところだけ、記述をかなり詳細なものを書き加えてございます。

先般の論点整理では、ここの冒頭の３行程度のことを問題意識、方向性として書いてございましたが、その後に次の３ページに至るところまで、具体的な記述を書き加えてございます。これにつきましては前回の本会議で、雇用ワーキング・グループの鶴座長からも御案内がありましたが、まさしくこのテーマにつきまして雇用ワーキング・グループの中で具体的な議論、検討の御審議を進めていただいていたところでございます。その議論の成果をここに取り込んで反映させていただいたというのが、つけ加えられた背景でございます。少しこの点だけ具体的に御説明申し上げます。

２ページ目の下段の方、現行の労働移動支援助成金というものがございます。これは現政権におきます「失業なき労働移動」を進めるということで、こういった制度の拡充がされてきているところなのですが、この制度につきましては実際は事業規模の縮小があったとき、それによって雇用終了が余儀なくされるようなケースが出た場合ということで、そういったものを対象にしておりますので、当然ながら失業者の方が出てしまうことを前提に、その後に新しい転職先がなるべく見つかるように支援するというコンセプトの制度でございます。それはそういった制度の支援は重要だと思いますが、「失業なき労働移動」ということであるのであれば、在職中から転職の取組を行う。それに支援をしていくような形に制度の整備ができないのだろうかという問題提起をさせていただいているものでございます。

めくっていただいて頭の方に書いてあるのは、まず現行の労働移動支援助成金が活用できる範囲というのは、先ほどの事業規模の縮小以外のところに拡大できないのかという意味も含めて、その範囲を明確化できないのか。それだけではなくて、実際に失業期間がなるべく最小限になるような形で、早期に再就職支援ができるようなインセンティブが働くような支援の仕方というものを工夫できないのかということをまとめていただいております。

さらに、最後に書いてございますのは、実際に失業された方は失業給付を受けられるわけですが、頑張って失業なき転職をされた方については、そうはならないといった点がございます。この点について解雇された場合の失業してしまった方と余り大きな公平感が損なわれないようなことを工夫するような支援の仕方を検討できないかということをまとめてございます。

以上が資料３－１でございます。

続けてで申し訳ございませんが、資料３－２の「労使双方が納得する雇用終了の在り方」に関する意見（案）につきまして御説明させていただきます。サブタイトルは「紛争解決の早期化と選択肢の多様化を目指して」というタイトルをつけさせていただいております。

こちらにつきましては、大きく３つの構成でまとめていただいております。

「１．改革の視点」でございます。この問題について、こういったところに問題の着眼

点を置いているのかということの事実関係も含めて、ここに簡潔に整理をしていただいております。

まず冒頭に、そもそも雇用終了の問題をめぐっては、紛争がきちんと未然に防止されることが何より大事かと思いますが、そのためにはそもそも雇用開始のときに終了事由を含めた就業規則とか労働条件というものがきちんと明示されて、それが納得した形で契約が締結されているということが、後の紛争を未然に防止することに重要であることは言わずもがなでございます。

そうした中で、現状でも多くの場合は労働者、当事者の合意の下に雇用契約が終了に至っているというのが大半なのでございますが、それでも紛争が生じてしまった場合には早期に、かつ、納得のいく解決が図られることが、働く人にとっての極めて重要な、一人一人の当事者にとっては実は重要な問題であるという基本的な認識を最初にまとめていただいております。

そうした中で、現在は都道府県の労働局とか労働委員会によるあっせんという紛争解決手段や、裁判所においては労働審判という制度であったりとか、いわゆる訴訟といった様々な紛争解決手段が用意されていて、それぞれの目的とか事情に応じて選択できるようにはなっている。それぞれの制度については一定の整備が進んできているということでございます。

さはさりながら、その選択がきちんとできる実態になっているかということ、ここに書いてございますように、その当事者の方が時間的、金銭的なコストをどこまで負担できるかという事情によってしまうような面があるということを経験として書いてございます。

具体的にということで、労働局のあっせんというのは非常に簡便に、費用も少なく利用しやすいのですが、解決率が低いという問題があって、場合によってはその解決金も得られないことが多い。一方で裁判の長期係争が可能な場合には有利な和解金が期待できるのですが、その和解金を期待してあえて労働契約の継続を争うという実態も指摘されてございます。なおかつ、それぞれの解決手段によって解決金の水準も差が大きいんだということも指摘されてございます。

このような問題があるというところで「２．改革のポイント」で、１つの改革の方向性の視点として現在の解決手段というのがより有効に活用されて、利用者の視点からより使いやすくして納得できる早期解決が実現できる。そういう見直しが必要ではないかということ。さらに、裁判において「解雇無効」ということになった場合というのは、実際には雇用契約の継続は確認されるのですが、元の職場に復帰できるかどうかというのは、企業側の判断に任されているという実態があつたりします。そういう中で様々な事情で復帰ができないという場合に、こういう不当解雇に対して権利行使方法として労働者の側に金銭解決の選択肢を付与することで、本当にニーズに沿った早期解決が期待できるのではないかと、このことを大きな視点として指摘していただいております。

「そのため」ということで、めくっていただいて具体的な改革の提言といたしまして、

3つのことをまとめていただいております。

1つ目が、労働局のあっせんへの参加を促す方策でございます。これは先ほども触れられておりましたけれども、労働局のあっせんというのは扱い件数も多くて非常に利用しやすいのですが、実は当事者の、特に使用者側の方の参加率が低いことによって、解決率が余り高くないと言っています。逆に言えば、参加さえしていただくとかなり解決率が高い。しかも早い、安い、簡便であるという非常にメリットがある制度でございます。そういったため、使用者の自発的な参加ではあるのですけれども、それを促すような工夫を検討していただきたいということでございます。

2つ目が労働委員会の機能の活用・強化と司法的な解決手段との連携ということでございます。

労働委員会につきましては先ほども話題が出ていましたが、地方自治に多少絡むところがありますので、制度的に直接的に規制改革というもののアプローチが難しい面はございますけれども、そういう中でもあっせん機能を活用しやすくするような機能強化が何かできないのかということの検討を促しております。

さらに、これも司法と行政との関係がございまして、ストレートな制度の問題ではございませんが、運用面でいわゆる労働審判とか裁判に一度かかった紛争を、あとは当事者の話し合いの方が良いというケースは、むしろ納得感が高いと言われている労働委員会の話し合いの場を使った方が良いのではないかと。いろいろな連携の仕方があり得るということで、関係省庁の行政当局の方々も前向きに検討していただけたところがありますので、この提言をすることで後押しできるのではないかと考えているところでございます。

最後に3つ目が、裁判における解決の選択肢の多様化に向けた解決金制度の検討でございます。先ほどの着眼点のところにありますように、裁判の長期化とか有利な和解金の取得を目的とする訴訟をできるだけ回避して、当事者の予測可能性を高めて早期解決を図る。そのために解雇の無効ということがあった場合に、現在の雇用関係の継続以外の権利行使方法として、金銭解決の選択肢を労働者に明示的に付与する。選択肢の多様化を図るということを検討すべきである。また、この制度は労働者側からの申し立てのみを認めることを前提とすべきであることを強調して、最後に一文つけくわえてございます。

一方、今回の提言ではかなりポイントを絞った制度の検討に当たっての大きなポイントを提示しているものです。今後、細かい制度の検討は下の方に参考として規制改革、昨年の実施計画を書いておりますが、既に厚生労働省において来年度より検討をしていくことが決定されておりますので、そういった場合も含めて今後、詳細な制度設計の議論はされていく前提でございますが、ここに「一方」と書いてございますように、制度設計の仕方によっては紛争の当事者の方々がどういう行動をとるか、影響を与えるかということは、実はいろいろな問題をはらみながら検討していくような点がありますので、それについて留意して検討していくべきであるということをつけ加えている次第です。

最後に、繰り返しになりますが、こういった視点でもって関係者、密接に連携して検討

を始めて、この問題についての結論を得るべきであるというふうにまとめていただきました。

長くなりましたが、以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、今の２点について意見交換をしたいのですけれども、分けてやった方が良いでしょう。最初「多様な働き方を実現する規制改革」に関する意見の方から意見交換をしたいと思います。いかがでしょうか。翁さん、お願いします。

○翁委員 御説明ありがとうございました。

３（１）の転職やスキル形成に対し政府が支援する制度を整備すべきというところで御説明いただいた内容は、現行の労働指導支援助成金制度をどういうふうに改革していくかということだと理解いたしましたけれども、例えば不良債権の非常に深刻だったところに、産業再生機構のときに経験したことなのですが、人を受け入れる側に、つまり事業再生で行き詰まった企業に対し、そういったところの営業譲渡を受ける企業の方が人をそのまま受け入れられるように、そこに助成をするという制度がかなり実際に寄与したという経験がございます。こういった人をどうやって移動させていくかというのは、他にも様々な支援のやり方があるのではないかと感じました。

○岡議長 ありがとうございます。

他いかがでしょうか。林さん、お願いします。

○林委員 今のところの表現についての質問なのですが、２ページの下から５行目に「対象としているが」と書かれているのですが、これは「しており」という趣旨なのでしょうか。

○三浦参事官 御指摘のとおりです。

○岡議長 他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、２つ目の「労使双方が納得する雇用終了の在り方」に関する意見について、御意見がありましたらお願いいたします。

○林委員 これも表現だけの御質問なのですが、紛争解決の選択肢としてあっせん、裁判所における労働審判、裁判所における訴訟、今この３つが挙げられているわけなのですが、文章の中で裁判所という言葉と裁判という言葉が混在しておりまして、ところどころ裁判の後に「所」を補っていただかないと、労働審判の手続が含まれないようになってしまうのではないかとと思われる箇所が数箇所ありますので、後で表現を御確認いただければと思います。

○岡議長 事務局、どうぞ。

○三浦参事官 よろしければ林委員に具体的に今、御指摘いただけると大変有り難いのですが、よろしいでしょうか。

○林委員 まず１ページ１ポツの２段落目の１行目のところで「裁判所における『労働審判手続（調停）』などの制度が整備され」ここはよろしくて、次の「訴訟」も「裁判所にお

ける訴訟」。「裁判の訴訟」というのは変なので、そういう形になると思います。

次の第3段落の「例えば」というところの段落の2行目で「一方、裁判での長期にわたる係争」。ここで想定されているのは、裁判所における訴訟とともに労働審判も含んでいるのだとすれば「裁判所における」になりますし、訴訟のことを念頭に置かれているのであれば「訴訟」と書いていただいた方が良いのかと思います。

2ページ目の3ポツの(3)のタイトル「裁判における解決」。これも裁判所での労働審判と訴訟の両方を念頭に置いていらっしゃるのであれば「裁判所における」になるかと思っています。

(3)の2番目の>の1行目「現状の裁判を通じた和解」というのも、これも労働審判を念頭に置いておられるのであれば、裁判所における労働審判及び訴訟を通じた和解といった形で、含めて考えていただけるとよいのではないかと思います。

ちなみに私は専門分野ではないのですが、労働審判の経験も何回もございます。労働審判制度ができた後、非常に活用されており、運用もうまくいっているのではないかと思いますので、かなり改善されてはきているという認識であります。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

○三浦参事官 ありがとうございます。的確な御指摘をいただいたと反省してございます。

事務局として言葉の使い分けをしていたつもりなのですが、端的に申しますと、裁判としたところを全て訴訟に直してしまった方が明確だ。趣旨としましては、ここで使っている裁判と労働審判は、むしろ違うものと位置づけるようなことを意図してこういう表現をしてございました。ですので、具体的にいきますと「1. 改革の視点」の2つ目のパラグラフにつきましては、わざわざ「裁判所における」と言ったのは、労働審判が裁判所の中で行われているものだということを言いたくて、裁判所というふうに表現しました。

その次の後の2行目の「裁判の」というのは、いきなり訴訟という言葉が少し専門用語ぽかったかなというのであえて「裁判の」という言い方をしたのですが、ここは取ってしまって、いきなり「訴訟とともに」とした方が御指摘のとおりになるのだらうと思います。ここは「裁判の」の3文字を取らせていただくのでいかがかと思います。

それ以降の「裁判」と使ったところは全て「訴訟」に直させていただきますと、恐らく林委員御指摘のことに沿った修正が可能かなと思いますが、いかがでございましょうか。

○林委員 それで結構だと思います。ありがとうございます。

○岡議長 ありがとうございます。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 全くの修文なので別に内容を言っているのではないですが、それを行った場合に引がかかるのが2ページ目(3)の1行目「訴訟の長期化や有利な和解金の取得を目的とする訴訟を回避し」になってしまうので、それは文章としては格好悪いので、

そこは考えてください。

○三浦参事官 できましたら、ここで具体的な文案修正をさせていただけると有り難いですが、よろしいですか。それで例えば。

○岡議長 お二人の御指摘は全て基本的に正しいと思います。あとは文章の表現でございますから、今いただいた御意見は全部採用する形で修文させていただくということで、「てにをは」を含めたところはお任せいただくということでよろしいでしょうか。

それ以外にございますか。ありがとうございます。

それでは、「労使双方が納得する雇用終了の在り方」につきましては、今いただいた御意見を反映した形で修文いたします。それをもって当会議の意見とし、これを公表することにしたいと思います。

また、「多様な働き方を実現する規制改革」については、本日の意見を踏まえまして、答申に向けて引き続き検討を進めていただきたいと思います。

それでは、次の議題４に移りたいと思います。規制改革ホットラインでございますが、資料４－１、資料４－２について事務局より説明をお願いいたします。

○佐久間参事官 それでは、説明いたします。

まずお手元の資料４－１を御覧ください。規制改革ホットラインの処理状況でございます。受付件数は２月末現在、累計で３,４１０件でございます。

次に、所管省庁への検討要請の状況ですけれども、前回の規制改革会議、本年２月２４日報告以降、所管省庁に要請した件数は４件で、いずれも投資促進等ワーキング・グループ関連でございます。

また、累計で１,８９２件これまで関係省庁に検討要請をしております。このうち注３に記載してありますけれども、１,８９２件のうち所管省庁から回答がございましたのは１,５８８件でございます。内訳は括弧内にあるとおりでございます。

今回新たに検討要請しました４件につきましては、ワーキング・グループごとに提案事項名を記載した資料を添付させていただきましたので、後ほど御覧いただければと思います。

引き続きまして、資料４－２でございます。こちらは提案事項につきまして所管省庁から回答を得た事項について、ホットライン対策チームで御審議いただきまして、さらに検討・精査を要する事項（案）として取りまとめたものでございます。これは平成２７年、本年１月１日から２月２８日までに所管省庁から回答を得た提案事項９５件について精査したものでございまして、さらに精査・検討を要するものは１９項目でございます。

今回１９項目中、多くのテーマには○がついておりますけれども、○についてはまだワーキング・グループで取り上げるか否か明らかでないため、事務局で内容の精査を進めることが適当というものでございます。は既に取り上げているか、ないしは取り上げる予定をしている事項ということでございます。健康・医療ワーキング・グループでは３件、農業ワーキング・グループでは１件○がついております。投資促進等では、土壌汚染対策法

の関連の話と小規模火力発電に係るガイドラインについて、先般、投資促進等ワーキング・グループで検討を行ったところであり、 がついております。残りの9項目に○がついております。また、地域活性化ワーキング・グループにつきましては2件が○、1つが がついております。 、○がついた以外のものにつきましても、引き続きホットライン対策チームの精査・検討対象とし、必要に応じてワーキング・グループで対応することとしております。

提案内容と各省庁からの検討内容の詳細については、次ページ以降を御覧いただければと思います。

私からは以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間委員、何かあればお願いいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

今回、提案に関する諸官庁の回答ということで、先ほどの資料4-2の後ろの方にずらっとついていますが、実際、これは横の短冊になってホームページに常に出ています。受付が何月何日、回答取りまとめが何月何日、ということで、そのままこれが載っているということでございます。

御参考までに、こうやって受け付けたものについては、大体おおむね3カ月で回答が出ているという状況でございます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御意見、御質問はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、次に、議題5の規制レビューについてですが、資料5について事務局から説明をお願いいたします。

○柿原参事官 それでは、資料5を御覧ください。規制シートの提出状況について御説明します。

規制レビューにおける規制シートの当面の作成対象ですけれども、昨年10月10日のこの会議の決定におきまして、3種類定めていただいております。 が見直し時期が到来する規制。ただし、通知・通達等の発信者が本省庁課長クラス以下ということ。 が規制改革ホットラインに寄せられた提案事項のうち、所管府省の回答の中で会議において再検討が必要と判断したもの。 が規制改革会議における審議事項に関連するということですが、3点目につきましては先ほど御説明した 、 の作成状況等を踏まえ、作成対象等について別途検討ということになっております。

以上の方針にのっとり、これまで所管府省から提出された規制シートの提出状況をまとめたものがその下の表でございます。1月28日の規制改革本会議において御報告いたしました、すなわちその前日までに各省から提出された規制シートの数は、 が13件、 とはございません。

本日御報告する 3 月 25 日報告分につきましては、本年 1 月 28 日から昨日までの提出分ですが、 の見直し時期が到来する規制、平成 27 年度に見直し予定で課長クラス以下の通知・通達等というものが全部で 4 件ございます。 のホットラインの関係が 18 件。合わせまして全部で 22 件。一番右の合計にあるとおり、トータルで今まで本日の報告分を含めまして 35 件の規制シートを提出いただいております。

1 枚おめくりいただきまして、2 ページ目は今、御説明したものの基になっている 10 月の実施方針ですけれども、3 ページ目に本日御報告する本年 1 月 28 日から昨日までに規制所管府省から提出いただいた規制シート一覧です。まず 1 番目は、来年度に見直し時期が到来する規制のうち、課長クラス以下の通達がいずれも経済産業省から 4 件ございます。

2 番目が、ホットラインの提案事項のうち再検討が必要なものということで、各ワーキング・グループごとにそこにあるとおりのものになっております。個別の規制シートにつきましては 4 ページ目以降に実物がございますので、適宜御確認ください。

なお、先ほど御報告しましたとおり、平成 27 年度に見直し時期が到来する規制のうち、課長クラス以下の通知・通達等というのは全省庁で 4 件ということでございます。前回 2 月 24 日の本会議において議長から御指示がございまして、それを受けまして現在、事務局から各規制の所管府省に対しまして、平成 28 年度に見直し時期が到来する法律及び課長以下の通知・通達等につきまして、状況の報告を求めているところでございます。

規制レビューの取組につきましては、平成 28 年度の状況の報告内容などに基づきまして、次回以降の規制改革本会議におきまして御議論いただくことを予定しております。

事務局からの報告は以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

この規制レビューについて、自民党から要請されて、事務局から説明に上がったことがございましたね。ポイントだけで良いですか、ら委員の皆さんに報告していただけますか。

○刀禰次長 それでは、私から御報告させていただきます。

自民党におきましては、昨年、党の中に規制改革推進委員会という委員会が立ち上がっております。委員長は前に副大臣をされておりました後藤田先生がされておられます。

昨年は何回か、主に農協改革について御議論いただいて、与党の中での農協改革で一定の御議論をいただいたということと承知をしております。

最近でございますけれども、今後の進め方について議論がございまして、規制改革委員会としては、これから規制改革を与党としても議論をしていきたいということでございました。

その際に、いろいろな各項目について議論することも大事であるけれども、政府の規制改革会議で規制シート、規制レビューという仕組みをやっていることに対しまして、先生方から多くの御意見がございました。その御意見のベースとなりますのが、我々の仕組み自身ももともと行革の中での行政事業レビューとか、行政事業のレビューシートというものも参考につくっているわけでございます。こちらの方はかなり行政改革の関係でいろい

るな形での整備、そして活用が進んできているわけでございます。

規制レビュー、規制シートにつきましては、これまでの御議論を踏まえまして具体化したのがまさに今回からということでございます。そういう意味では与党の先生方からは、こういった仕組みをより充実させていくことが大変重要なことではないかという問題意識をいただいております。

今週金曜日からは個別の議論もしていく予定でございまして、幾つか地域活性化の関係からまず議論をしていこうということでございますけれども、その際に自民党からは、基礎資料としてこの規制シートの形式で資料を提出するようという形でいただいております。

先生方には、行政事業レビューシートのように、できる限りこういった規制シートの拡充を進めて整備していくことが重要だという基本的な御認識がございます。他方、これまでの当会議の議論でもございましたように、規制の数自体がまだきちんと数えられない。切り方にもよるわけでございますが、多いということと、また府省の事務作業の労力も考えなければいけないということで、順次我々の方で拡大することによってやってきていることについては御報告させていただいております。

そういった点についても、恐らく今後、与党でも、政府の作業につきまして、さらに活用すべきという御意見が今後出てくることもあろうかと思っておりますので、我々といたしましても、規制改革会議として今後この規制レビュー、規制シートの在り方について、さらなる御議論が必要ではないかと事務局としては考えておりまして、本日の御説明を踏まえまして、また来月の会議以降、そういった御議論をお願いできればと考えているところでございます。

以上でございます。

○岡議長　ありがとうございます。

そのような形で党と意見交換をしていることを、御参考までに、皆さんに御報告させていただきました。今の事務局の説明について何か御意見なり御質問ございますか。

大崎さん、お願いします。

○大崎委員　時間もあれなので１点だけ申し上げたいのですが、今後具体的に検討することではあるのですが、私はこの規制シートの話が出てきたとき、最初は手を広げ過ぎると無駄な事務作業が発生するだけではないかという懸念を結構強く表明した１人なのですが、実際に出てきてみると規制見直し時期が到来する本省庁、課長クラス以下が発出している通知・通達等というのは、結局４件しかなかったということですね。そうすると、もしかすると見直し時期の定めがないのが莫大にあるのではないかという気がしてきました、私が担当するワーキング・グループでも、まさにそういう見直し時期の定めがなく、課長通知で数十年前から出ていたという案件が１つ大きな問題になって、これは解決したのですけれども、こういうものは掘り起こしていかなければいけないのかなと思った次第です。

○岡議長　ありがとうございます。

是非、参考意見として。

森下さん、どうぞ。

○森下委員　今、出た４件の話なのですけれども、これは規制シートをつくって、今年度これに関して各省庁と折衝するという理解でよろしいのですか。つくった意味というのがどこにあるのかということ。

○岡議長　回答の中身次第だと思います。各省庁から「現状のままでよろしい」という回答が来て、我々としても、そうかな、やむなしだなと思ったらそれはそれでということですが、見直さないで良いという回答が納得できないということであれば、我々の会議として取り上げていくべきではないかという意味では、案件案件、テーマテーマで対応していくべきではないかと思います。

○森下委員　であれば、16ページ、17ページのところのヒト幹細胞の臨床研究の指針は、まさに私の専門範囲なのですけれども、ちょうど今年度は見直しの時期になっていて、現在は非常にいびつな形に指針がなっているので、是非、ここは見直してほしいと思っていますので、取り上げていただければと思っています。

もう一点、厚労省関係は現状維持が多いのですが、21ページのレセプトデータなんかも単純に困難と入っているだけで、これは時期が今ではないのですけれども、こういう方向に見直すという話は大分前から言っているにもかかわらず、いまだにこんな回答をしているというのはいかなるものかということで、これも既にワーキングで似たような話をしているにもかかわらず、全くその方向性が出ないということで、これは時期がないのでそのまますまないというのでは規制氏—十意味がないのではないかと思います。こういうものはそのまま放っておくとそのままいつまでもいってしまうと思いますので、中を見て、是非、取り上げるものがあれば、各ワーキングで取り上げていただければと思います。

○岡議長　ありがとうございます。

そのとおりでありまして、テーマごとに見て、このままではまずいというものについては、各ワーキング・グループで取り上げていただくなり、テーマによっては本会議で取り上げて、関係省庁に来ていただいてヒアリングするとか、そういうアクションは必要ではないかと思います。

事務局、そのような形でお願いいたします。よろしいですか。

それでは、今日最後の議題６の患者申出療養につきまして、資料６について事務局から説明をお願いいたします。

○大熊参事官　資料６を御覧ください。「新たな保険外併用の仕組みの創設」に関する改正法案についてです。

規制改革実施計画でおまとめいただきました患者申出療養についてですが、関連法案が今月３日に閣議決定されまして、今通常国会に提出されております。

規制改革会議のフォローアップ、昨年10月及び11月に実施していただいておりますが、

そこで議論いただきました条文案に関する各論点は、いずれも充足されております。

まず、制度の名称についてですが、患者申出療養として条文に記載されております。

それから、法律上の位置づけにつきましては、現行の評価療養とは別に新たな号が新設されております。

上記以外の点につきましても、条文案の内容は規制改革実施計画及び大臣合意の文章に沿った内容となっております。

なお、法律に規定されない制度の具体的な運用につきましては、引き続き厚生労働省等で検討が行われる予定になっております。引き続きフォローアップをしてまいります。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの報告に対して御意見、御質問はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の全ての議題が終了いたしました。

事務局、何かございますか。

○柿原参事官 次回の会議につきましては、4月17日に開催を予定しております。詳細について改めて御連絡いたします。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、これで終了いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。